

1-3 . 天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議 運営方針(案)

天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議 運営方針(案)

以下、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議を「会議」という。

1 . 会議の公開について

(1) 会議の公開

会議については、公開で行う。

(2) 会議開催の周知

記者発表やホームページ掲載等により、会議開催の周知を図る。

(3) 会議の一般傍聴

会議は、一般傍聴できるようにする。

1) 一般傍聴者には会議資料を配付する。

2) 一般傍聴者は会議中に発言することはできないものとする。

3) 一般傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。但し、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(4) 会議資料等の公開

会議資料及び議事録は原則として公開とし、事務局はホームページへの掲載を行う。

2 . 会議の記録

事務局は、会議の議事内容について、その議事録を作成し、座長及び出席した委員の確認を得なければならない。

3 . 意見の聴取

座長は、会議の進行上必要があると認めるときは、他の専門家からの意見聴取その他必要な措置を講じることを事務局に要請することができる。